議案第７８号

UMIDASU 瀬戸内条例の制定について

UMIDASU 瀬戸内条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

瀬戸内市長　　黒石　健太郎

【提案理由】

地域産業の振興、創業及び事業活動の支援並びに多様な人々の交流及び連携を促進する拠点として整備を進めている「UMIDASU 瀬戸内」の供用開始に当たり、公の施設としての設置目的を明確にするとともに、施設の適正かつ円滑な管理運営を図るため、施設の使用許可、使用料及び管理運営等に関する必要な事項を定めるものです。

瀬戸内市条例第　　号

UMIDASU瀬戸内条例

（目的及び設置）

第1条　地域産業の振興、創業及び事業承継の促進、事業者（中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)及び小規模企業者(同条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。)）の経営支援、人材育成及び交流の促進を図り、もって地域経済の活性化及び雇用の創出に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、UMIDASU瀬戸内（以下「本施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条　本施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1)　名称　UMIDASU瀬戸内

(2)　位置　瀬戸内市邑久町尾張298番地1

（事業）

第3条　本施設は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)　創業及び新たな事業の創出を目指す者に対する支援

(2)　中小企業者及び小規模企業者の経営改善、事業拡大その他の事業活動に関する支援

(3)　事業者相互の交流及び連携並びに産学官金連携の促進

(4)　就業、雇用及び人材育成に関する支援

(5)　地域産業及び地域資源の魅力の発信並びに販路開拓の支援

(6)　商品及びサービスの開発、試作、展示、実証及び販売促進に関する支援

(7)　市民、学生、事業者NPO、教育機関、金融機関その他地域産業の振興に関わる多様な主体の交流及び活動の促進

(8)　前各号に掲げるもののほか、本施設の設置目的を達成するために必要な事業

（開館時間及び休館日）

第4条　本施設の開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2　本施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

3　市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、開館時間及び休館日を変更することができる。

4　市長は、本施設内の施設の用途又は運営上の必要に応じ、規則で定めるところにより、施設ごとに利用することができる時間を定めることができる。

（使用の許可）
第5条　本施設の施設又は設備のうち、別表に定めるもの(以下「有料施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2　有料施設等以外の本施設の施設(以下「自由利用施設」という。)を専用して使用し、又は自由利用施設において物品の販売、催事その他規則で定める行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
3　第1項の許可は、規則で定める有料施設等の使用については、規則で定める簡易な手続によって行うことができる。
4　市長は、第1項又は第2項の許可（以下「使用許可」という。）に際し、本施設の管理上必要な条件を付することができる。
5　使用許可の申請の方法その他使用許可に関し必要な事項は、規則で定める。
（使用の制限）
第6条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしない。
(1)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
(2)　施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
(3)　他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
(4)　本施設の設置目的に著しく反するとき。
(5)　本施設の管理運営上支障があるとき。
(6)　前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる事由があり、使用を許可すること
　が適当でないとき。
（行為の禁止）
第7条　本施設を利用する者は、本施設において次に掲げる行為をしてはならない。
(1)　他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為
(2)　施設、設備その他の物件を損傷し、又は汚損する行為
(3)　指定された場所以外の場所で火気を使用する行為
(4)　前各号に掲げるもののほか、本施設の管理運営に支障を及ぼす行為
（入館の制限等）
第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、本施設への入館を拒み、又は本施設からの退館を命ずることができる。
(1)　前条の規定に違反した者
(2)　他の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
(3)　前2号に掲げる者のほか、本施設の管理運営上支障を及ぼすおそれがあると認められる者

（使用料）
第 9 条　使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
2　使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
3　使用料の徴収方法その他使用料に関し必要な事項は、規則で定める。
（使用料の減免）
第 10 条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。
（使用料の還付）
第 11 条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
(1)　災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
(2)　第 13 条第 1 項の規定により使用許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消したとき。
(3)　使用者が規則で定める期日までに使用の中止を申し出たとき。
(4)　使用許可を受けた事項の変更により使用料の額が減少したとき。
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
（目的外使用及び権利譲渡等の禁止）
第 12 条　使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用許可に係る施設若しくは設備を使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
（使用許可の取消し等）
第 13 条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。
(1)　使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(2)　使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
(3)　使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。
(4)　使用者が使用料を納期限までに納付しないとき。
(5)　使用の目的又は内容が第 6 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
(6)　災害その他やむを得ない理由により使用させることができなくなったとき。
(7)　前各号に掲げるもののほか、本施設の管理運営上特に必要があると認めるとき。
2　前項の規定による処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。
（特別の設備等）
第 14 条　使用者は、本施設に特別の設備を設置し、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第 15 条　使用者は、使用を終了したとき、又は第 13 条第 1 項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに使用許可に係る施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第 16 条　本施設の施設、設備その他の物件を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第 17 条　市長は、本施設の管理運営上必要があると認めるときは、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に本施設の管理を行わせることができる。

2　指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1)　第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2)　使用許可、使用の制限及び入館の制限等に関する業務

(3)　本施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3　指定管理者の指定の手続、管理の基準その他指定管理者による管理に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 67 号)の定めるところによる。

4　指定管理者に本施設の管理を行わせる場合における第 4 条第 3 項及び第 4 項、第 5 条から第 8 条並びに第 13 条から第 15 条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。この場合において、指定管理者は、第 4 条第 3 項の規定により開館時間を変更し、若しくは臨時に休館日若しくは開館日を設けようとするとき、又は第 14 条の規定により既存の設備の変更を許可しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（利用料金）

第 18 条　市長は、指定管理者に本施設の管理を行わせる場合は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、使用許可に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2　前項の場合において、使用者は、第 9 条の規定にかかわらず、利用料金を使用前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2　この条例の施行に必要な使用許可、指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

3　瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年瀬戸内市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表中「瀬戸内市港湾施設条例(平成16年瀬戸内市条例第159号)」を

「瀬戸内市港湾施設条例(平成16年瀬戸内市条例第159号)

UMIDASU瀬戸内条例(令和8年瀬戸内市条例第〇号)」に改める

別表（第5条、第9条、第18条関係）

施設の区分	単位	使用料（円）	備考
コワーキングスペース	1人30分につき	800円を超えない範囲で規則で定める額	
コワーキングスペース	1人1日につき	2,800円を超えない範囲で規則で定める額	
コワーキングスペース	1人1月につき	20,000円を超えない範囲で規則で定める額	
Room A、D	1室1時間につき	市内2,250円 市外4,500円	
Room B、C	1室1時間につき	市内1,500円 市外3,000円	
UMIDASU HALL（1区	1時間につき	市内2,000円	区画1、2又は3を

画）		市外 4,000 円	単独で使用。区画の範囲は規則で定める。
UMIDASU HALL（2 区画）	1 時間につき	市内 3,500 円 市外 7,000 円	区画 1・2、1・3 又は 2・3 の組合せによる使用が可能。
UMIDASU HALL（全面）	1 時間につき	市内 5,000 円 市外 10,000 円	区画 1・2・3 の全てを使用。
フードラボ	1 時間につき	市内 2,000 円 市外 4,000 円	
フードラボ	1 日につき	市内 15,000 円 市外 30,000 円	
自由利用施設の専用使用	1 平方メートル 1 日につき	200 円	第 5 条第 2 項の許可に係るもの
デジタルサイネージ	1 月につき	10,000 円	
電気自動車用急速充電施設	1 回(30 分以内)につき	300 円	

備考

1　使用時間には、準備、搬入、設営、撤去、清掃及び原状回復に要する時間を含む。

2　コワーキングスペースの使用時間に 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分として計算する。

3　コワーキングスペースを除き、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。

4　市外に住所を有する者等に係る使用料の区分を設ける場合は、この表において定める。